

特別障害者手当・障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の所得状況届の受付

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 障がい福祉係 ☎0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111(内線764)

下記の日程で所得状況届の受付を行います。
期間中に確認できないと、手当を受けられなくなる場合がありますので、必ずお越し下さい。

- 届出期間・時間
8月15日(水)～8月17日(金) 平日の午前8時30分～午後5時15分
※上記の期間に来ることが難しい人は、障がい福祉係までご連絡ください。

特別障害者手当及び障害児福祉手当

- 必要なもの
・印鑑 ・所得状況届 ・現況届 など

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者で20歳以上の人に支給されます。次の①～⑦の障がいがあるか、それと同程度以上の状態である人が対象です。	日常生活において、常時の介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）の人に支給されます。次の①～⑨の障がいがあるか、それと同程度以上の状態である人が対象です。
障がいの範囲と程度	①両眼の視力の和が0.04以下（矯正視力による） ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上 ③両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、または両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの ④両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	①両眼の視力の和が0.02以下（矯正視力による） ②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない ③両上肢の機能に著しい障がいがある ④両上肢のすべての指を欠くもの ⑤両下肢の用を全く廃したもの ⑥両大腿を2分の1以上喪失 ⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障がいがある ⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑨精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
支給要件	・施設に入所していない ・病院等に継続して3か月を超えて入院していない ・毎年の所得が基準以下	・施設に入所していない ・障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていない ・毎年の所得が基準以下
手当額	月額 26,940円	月額 14,650円
支給月	5月、8月、11月、2月 ※申請月の翌月から支給対象となります	5月、8月、11月、2月 ※申請月の翌月から支給対象となります

特別児童扶養手当

- 必要なもの
・印鑑 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・特別児童扶養手当証書
・個人番号がわかるもの（受給者・配偶者・児童・扶養義務者） など

対 象	手 当 額	支 給 月
特別児童扶養手当または20歳未満で身体・知的・精神に中度以上の障がいがある子を養育している父母または両親に代わって養育している人が対象です。	重度障がい児の場合：児童1人につき 月額 51,700円 中度障がい児の場合：児童1人につき 月額 34,430円	4月、8月、11月 ※4か月分ずつ振り込まれます。

何でもご相談ください



児童扶養手当現況届の受付

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111(内線765)

「児童扶養手当の現況届」は、ひとり親家庭などで児童を扶養している人を対象とし、8月以降の手当について受給資格があることを確認するための大切な届です。

期間中に確認できないと、手当の支給差止めやひとり親医療費助成が受けられなくなる場合がありますので、必ずお越しください。

- 届出期間・時間
8月1日(水)～8月31日(金)
特別受付日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分

- 特別受付日・時間・場所

対象地区	受付日	受付時間	受付場所
菊水地区	8月7日(火)	午前8時30分～午後7時	和水町役場 本庁1階会議室
三加和地区	8月8日(水)	午前8時30分～午後7時	三加和総合支所 第1会議室

- 必要なもの
・印鑑
・保護者と子どもの健康保険証
・児童扶養手当証書
・世帯全員のマイナンバーカード又は通知カード など
※該当者には別途文書にて通知します。



児童扶養手当とは？

児童扶養手当は、父親または母親のいない児童や、一定の障害のある親を持つ児童を監護している母親または父親に代わって児童を養育している人に対して支給されます。

ただし、手当を請求する人や配偶者、同居している父母兄弟姉妹の所得に応じた支給制限があります。

- 手当額(月額)

	全部支給	一部支給
手当額(月額)	42,500円	42,490円～10,030円
第2子加算額	10,040円	10,030円～5,020円
第3子以降加算額	6,020円	6,010円～3,010円

敬老行事を開催します

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724
総合支所 住民課 健康福祉係 ☎0968・34・3111(内線765)

町では、全ての高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしく光り輝きながら希望(ゆめ)をもって、自立・参加・協力による明るく豊かな長寿社会を目指す活動を進めています。

- 金婚等表彰式

と き 9月5日(水) 午前10時～
と ころ 中央公民館
表彰内容 金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚

- ふれあい高齢者の集い

と き 9月26日(水) 午前9時～
と ころ 三加和公民館
内 容 (未定)決まり次第お知らせします。

